

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定め、もって多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方又はその一方の子（実子、養子又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）が家族として尊重し、協力し合う関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップを形成する者であって、当該届出をしようとする日において、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に本市への転入を予定していること。

- (3) 現に婚姻していない者であること。
- (4) パートナーシップの届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない者であること。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（パートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。）でないこと。

2 ファミリーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップの届出をすることができる者又は当該届出が受理された者であって、当該届出をしようとする日において、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 双方又は一方にファミリーシップを形成する子（15歳以上の者にあつては、ファミリーシップの届出をすることに同意している者に限る。）があること。
- (2) 双方又は一方にファミリーシップを形成する親（ファミリーシップの届出をすることに同意している者に限る。）があること。

(届出の方法)

第4条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添え、次項各号に掲げる本人確認書類のいずれかを提示して市長に提出しなければならない。

- (1) 届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出書を提出する日（以下「届出日」という。）以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) パートナーシップの届出にあつては、戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップの届出にあつては、戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他子又は親が一方の子又は親であることを証明する書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 届出者が提示する本人確認書類は、次のとおりとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 氏名以外の呼称であつて、社会生活上日常的に使用しているもの（以下「通称」という。）を有する届出者は、第1項の規定による届出書を提出するときに、当該通称を使用していることが確認できる書類を添え、当該通称を申し出ることができる。

4 前条第1項第2号イに該当する届出者は、届出日から3か月以内に、住民票の写し（本市へ転入した日以後に発行されたものに限る。）を市長に提出しなければならない。（受理証明書及び証明カードの交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出書を受理し、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号。以下「受理証明書」という。）及び四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）を届出者双方に対して交付するものとする。この場合において、前条第3項の規定により通称を使用している申出について、その内容を確認できたときは、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあつては、これに準ずるもの）のほか、当該通称を受理証明書及び証明カードに併記するものとする。

（受理証明書及び証明カードの再交付）

第6条 前条の規定により受理証明書及び証明カードの交付を受けた届出者（以下「届出済者」という。）は、受理証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損した場合において、その再交付を受けようとするときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）に交付済みの受理証明書及び証明カードを添え（紛失したときを除く。）、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付申請書の提出があったときは、受理証明書及び証明カードを再交付するものとする。

（受理証明書及び証明カードの記載事項の変更）

第7条 届出済者は、受理証明書又は証明カードの記載事項に変更があったときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）にその事実を証する書類並びに受理証明書及び証明カードを添え、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の受理証明書及び証明カードを交付するものとする。

（氏名の削除）

第8条 受理証明書及び証明カードにファミリーシップとして氏名を記載されている15歳以上の者は、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示して四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、受理証明書及び証明カードの記載事項から自身の氏名を削除する申立てを行うことができる。

2 市長は、前項の規定による申立書が提出されたときは、その旨を四街道市ファミリーシップ申立書に関する記載事項変更通知書（様式第7号）により、届出済者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた届出済者は、通知のあった日から1か月以内に、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示し、受理証明書及び証明カードを市長に提出し、市長から変更後の受理証明書及び証明カードの交付を受けなければならない。

（受理証明書及び証明カードの返還等）

第9条 届出済者は、次のいずれかに該当するときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）にその事実を証する書類（第2号又は第3号に該当するときに限る。）並びに受理証明書及び証明カードを添え、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示して市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条第1項第2号から第4号までの規定のいずれかを満たさなくなったとき。

2 前項第2号の規定により返還届（ファミリーシップの届出を含むものに限る。）を提出しようとする届出済者は、受理証明書及び証明カードに記載されている全ての者（死亡した者及び15歳未満の者を除く。）にファミリーシップを継続する旨の意思がある場合において、変更届に四街道市ファミリーシップの継続に関する届出書（様式第9号。以下「継続に関する届出書」という。）その他関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による継続に関する届出書の提出があったときは、変更後の受理証明書及び証明カードを交付するものとする。

（届出の無効）

第10条 市長は、届出済者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の規定による届出を無効とする。ただし、第3号及び第4号にあっては、その事由の発生後に限り、無効とする。

(1) 偽りその他不正の手段により受理証明書又は証明カードの交付を受けたとき。

(2) 受理証明書又は証明カードを不正に利用したとき。

(3) 第3条第1項第2号から第4号までの規定のいずれかを満たさなくなったとき。

(4) 届出済者が第8条第2項の規定による通知があった日から1か月以内に変更後の受理証明書及び証明カードの交付を受けなかったとき。

2 市長は、前項の規定により第4条第1項の規定による届出を無効としたときは、届出済者に対して、受理証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

3 前項の規定により受理証明書及び証明カードの返還を求められた届出済者は、速やかに受理証明書及び証明カードを市長に返還しなければならない。

（協定による手続）

第11条 第4条第1項の規定にかかわらず、本市に転入した者であって、本市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定を締結し、又は本市が加入するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「連携自治体」という。）において、受理証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けているものは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（様式第10号。以下「継続届」という。）に次に掲げる書類を添え、第4条第2項各号に規定する本人確認書類のいずれかを提示して市長に提出することにより、引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの関係である旨の届出を行うことができる。

(1) 転出元の連携自治体が交付した証明書等類似書類

(2) 住民票の写し（継続届を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による届出があったときは、第4条第1項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 市長は、前項の規定により第4条第1項の規定による届出があったものとみなして第6条の規定による受理証明書及び証明カードを交付したときは、当該交付を受けた者の転出元の連携自治体に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第9条第1項の規定にかかわらず、本市から連携自治体に転出した者が当該連携自治体において証明書等類似書類の交付を受け、連携自治体からその旨の通知があったときは、同項の規定による手続を省略することができる。

(市民、事業者等への周知)

第12条 市長は、市民、事業者等がこの告示の趣旨について理解し、誰もが社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を受けられるよう、周知啓発に努めなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（表）

年 月 日

四街道市長 様

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

私たちは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者

ふりがな		
氏名	(自署)	(自署)
ふりがな		
通称※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		
メールアドレス		

2 ファミリーシップ対象者※2

ふりがな		
氏名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
子又は親の別	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親
法定代理人氏名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

※1 通称は、証明書等への記載を希望する方のみ記入してください。

※2 ファミリーシップ対象者がいる場合に記入してください（15歳以上の方は本人が自署してください。15歳未満の方は、その法定代理人が記入してください。）。

3 個人情報に関する同意（内容を確認し、□に「レ」を記入してください。）

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運営に必要な、私の住民票関係情報について四街道市が確認することに同意します。

(裏)

4 確認事項等 (次に掲げる事項について必ずお二人で確認してください。)

確認事項 (内容を確認いただけた場合は□に「レ」を記入してください。)	
互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二人である。	□
民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している。	□
届出をする日において、パートナーシップの届出をしようとする双方又は一方が市内に住所を有している(届出日以後3か月以内に市内への転入を予定している場合を含む。) 転入予定の場合: 転入予定者氏名・住所 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者氏名・住所 (転入予定日 年 月 日)	□
現に婚姻していない者である。	□
この届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない。	□
民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士(パートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。)ではない。	□

遵守事項 (内容を確認いただけた場合は□に「レ」を記入してください。)	
届出内容に変更があったときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届に受理証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	□
四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書が提出されたときは、受理証明書及び証明カードを提出すること(ファミリーシップの届出をする者に限る。)	□
パートナーシップの解消、一方の者の死亡、双方の者の転出など届出要件を満たさなくなったときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	□
四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ又はファミリーシップの届出が無効とされ、受理証明書及び証明カードの返還を求められたときは、速やかに返還すること。	□

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第4条第1項の規定により、届出がなされ、これを受理したことを証明します。

1 パートナーシップ対象者

氏 名		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日

2 ファミリーシップ対象者

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

3 届出日 年 月 日

年 月 日

四街道市長



様式第3号（第5条）

（表）

第 号	
四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード	
四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第4条第1項の規定により、届出がなされ、これを受理したことを証明します。	
届出日	年 月 日
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者
住 所	住 所
氏 名	氏 名
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	
四街道市長 印	

（裏）

この証明カードは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを届け出たお二人に交付するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、この趣旨を十分に御理解いただきますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名	
パートナーシップ対象者	パートナーシップ対象者
氏 名 _____	氏 名 _____
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
氏 名 _____	氏 名 _____
年 月 日生	年 月 日生
特記事項	

様式第4号（第6条第1項）

年 月 日

四街道市長 様

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

届出済者		
住 所		
電話番号		
交付番号	第 号	
再交付を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 毀損、汚損 <input type="checkbox"/> 紛失	

年 月 日

四街道市長 様

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出済者

届出済者	(自署)	(自署)
住 所		
電話番号		

2 交付番号等

交付番号	第 号	届出日	年 月 日
------	-----	-----	-------

3 変更事項（該当箇所の□に「レ」を記入してください。）

届出済者に関する事項

届出済者氏名		
変更事項	変更前	変更後
ふりがな		
<input type="checkbox"/> 氏名		
ふりがな		
<input type="checkbox"/> 通称		
<input type="checkbox"/> 住所		

届出済者氏名		
変更事項	変更前	変更後
ふりがな		
<input type="checkbox"/> 氏名		
ふりがな		
<input type="checkbox"/> 通称		
<input type="checkbox"/> 住所		

ファミリーシップ対象者に関する事項

	変更前	変更後
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
氏名		

ファミリーシップ対象者の氏名の削除（氏名 ）

四街道市長 様

四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第8条第1項の規定により、ファミリーシップの届出書の記載事項から私の氏名を削除することを申し立てます。

申立者	
氏 名	(自署)
生年月日	年 月 日
住 所	
電話番号	

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出済者に関する確認事項

ファミリーシップの届出済者	
氏 名	
氏 名	

第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市ファミリーシップ申立書に関する記載事項変更通知書

年 月 日付けで交付した受理証明書及び証明カードについて、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第8条第1項の規定による氏名の削除の申立てがあったので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

また、同条第3項の規定により変更後の受理証明書及び証明カードを交付するので、
年 月 日までに本人確認書類を提示の上、変更前の受理証明書及び証明カードを提出してください。

記

1 対象となるファミリーシップの届出

交付番号	第	号
届出済者氏名		

2 申立てのあった日 年 月 日

3 申立者

四街道市長 様

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届

次の理由により、受理証明書及び証明カードを返還します。

1 届出済者

氏 名	(自署)	(自署)
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※氏名は、一方が死亡したときを除いて、自署してください。

2 返還の理由（該当する事項の□に「レ」を記入してください。）

- パートナーシップを解消したため。
- 一方が死亡したため。
- 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第3条第1項第2号から第4号までの要件のいずれかを満たさなくなったため。（満たさなくなった要件の□に「レ」を記入してください。）
- 同要綱第3条第1項第2号（双方又は一方が本市から転出したため。）
- 同要綱第3条第1項第3号（双方又は一方が婚姻したため。）
- 同要綱第3条第1項第4号（双方又は一方が届出済者以外の者とのパートナーシップを形成したため。）

年 月 日

四街道市長 様

住 所
届出済者 氏 名
電話番号

四街道市ファミリーシップの継続に関する届出書

私と私とファミリーシップの関係にある下記の者は、ファミリーシップを継続する
意思があるので、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱
第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 交付番号 第 号

2 ファミリーシップの関係にある者

ふりがな		
氏 名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
法定代理人氏名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 15歳以上の方は本人が自署してください。15歳未満の方は、その法定代理人
が記入してください。

四街道市長 様

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書

私たちは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第11条第1項の規定により、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類の交付を受けていたこと及び次の事項について届け出ます。

1 届出内容（希望する届出内容の□に「レ」を記入してください。）

パートナーシップの届出 ファミリーシップの届出

2 届出者

ふりがな		
氏名	(自署)	(自署)
ふりがな		
通称※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		
メールアドレス		

3 ファミリーシップ対象者※2

ふりがな		
氏名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
子又は親の別	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親
法定代理人氏名	(自署)	(自署)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

※1 通称は、証明書等への記載を希望する方のみ記入してください。

※2 ファミリーシップ対象者がいる場合に記入してください（15歳以上の方は本人が自署してください。15歳未満の方は、その法定代理人が記入してください。）。

(裏)

4 個人情報に関する同意（内容を確認し、□に「レ」を記入してください。）

□ パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運営に必要な、私の住民票関係情報について四街道市が確認することに同意します。

5 確認事項等（次に掲げる事項について必ずお二人で確認してください。）

確認事項 (内容を確認いただけた場合は□に「レ」を記入してください。)	
互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二人である。	□
民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している。	□
届出をする日において、パートナーシップの届出をしようとする双方又は一方が市内に住所を有している。	□
現に婚姻していない者である。	□
この届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない。	□
民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（パートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。）ではない。	□

遵守事項 (内容を確認いただけた場合は□に「レ」を記入してください。)	
届出内容に変更があったときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届に受理証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	□
四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書が提出されたときは、受理証明書及び証明カードを提出すること（ファミリーシップの届出をする者に限る。）。	□
パートナーシップの解消、一方の者の死亡、双方の者の転出など届出要件を満たさなくなったときは、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	□
四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ又はファミリーシップの届出が無効とされ、受理証明書及び証明カードの返還を求められたときは、速やかに返還すること。	□